

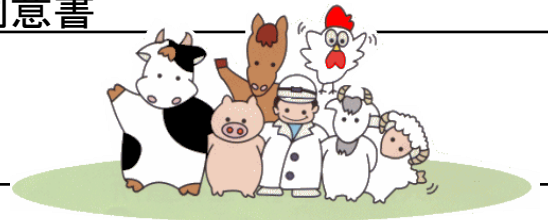
## 家畜所有者の定期報告書の提出について

家畜の所有者は、毎年、家畜の頭羽数や衛生管理の状況等を県知事に報告することが家畜伝染病予防法により義務付けられています。

平成29年2月1日現在の状況の報告をお願いします。

\* 今年から報告様式が改正されました。同封の様式に記入し、期限までに提出願います。

報告対象者	以下の家畜または家きんを1頭(羽)以上飼養する者 ①:牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし ②:鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう
報告内容	・飼養家畜の種類、頭羽数 ・畜舎の数、ふ卵舎数 ・飼養衛生管理基準の遵守状況 ・農場の平面図等の添付書類 ・乳用牛および肉用牛(和牛以外)を飼養している方は、県独自の調査票 ・個人情報の取り扱いに関する同意書
提出期限	① の家畜 4月15日 ② の家きん 6月15日
提出方法等	<方法> 郵送またはFAX (FAXの場合は必ず押印のうえ、原本を保管しておいてください。) <提出先> 家畜保健衛生所 本所または北西部支所 (大津市、長浜市、高島市の方は支所へ、それ以外の方は本所へ提出)



### 滋賀県家畜保健衛生所

(本所) 近江八幡市西本郷町226-1

TEL:0748-37-7511

FAX:0748-37-4821

緊急携帯:090-3613-7486

◆ (北西部支所) 高島市今津町弘川249-1

◆ TEL:0740-22-2145

◆ FAX:0740-22-6681

◆ 緊急携帯:080-6176-8052